

高度化・多様化する業務を支える基盤 リスク管理体制

金融の自由化・国際化が進展するとともに、金融技術が急速に高度化する環境においては、自己責任原則の下で、銀行の持つ様々な経営リスクを管理することが重要となります。当行は、そのリスクの種類・性格に応じたリスク管理体制を構築し、リスクを適切なものにコントロールするように努めております。

信用リスク管理

信用リスク管理はお客様からお預りした資金を安全に運用し、信用創造を行うという銀行本来の業務を遂行する上で根本となるものです。

当行では、信用リスク管理体制を、当行が長年にわたり培ってきた企業審査ノウハウに、グローバルスタンダードに則った管理手法を加味する形で充実を図って参りました。

当行の審査手法の原点は「企業は人なり」に見られるように、財務面のみならず、各事業の人的・物的要素を総合的に分析・評価するものです。営業からの独立性を保ちつつ、お取引先の特色と問題点を多面的に検討し、その事業素質を把握することは、銀行としての確な与信判断を行う上で必要なばかりでなく、お取引先の立場を理解して、経営上の問題点につき解決方法をアドバイスさせて頂くことにも活きて参ります。

当行では、このような伝統的な審査手法の良さを活かしつつ、信用リスクの定量的な把握に代表されるグローバルスタンダードに則った信用リスク管理手法の導入に力を入れております。

信用リスク管理を担う組織については、より一層の充実を図るべく平成9年6月より新体制に移行致しました。具体的には、従来国内は業務部、海外は国際業務部の管轄下にございました案件審査セクションを分離独立の上内外統合し、更に従来審査部にて担っておりました企業審査機能と併せ、信用リスク全般を担う組織として新審査部を発足させました。現在この新組織に全行的な信用リスク管理機能を集中化し、手法の研究・高度化を図りつつ、リスク管理の一層の充実を以下の通り着々と図っております。

まず、格付制度を平成4年1月に導入し、以来、国内外別に整備拡充を進めて参りましたが、平成9年7月より国内外ともに10段階の新格付制度をスタート致し

ました。この新格付は、多数の財務指標を様々な角度から分析することによって企業の信用度を計るのに最適な指標を選択し、定量的な分析を行った上で、業種特性等定性的な評価も織り込んで算定したものです。このような格付制度は、既に与信審査に係わる決裁基準体系に組み込まれており、与信審査の重要な判断基準の一つとして活用する一方、格付毎に導き出される倒産確率等を利用することによって信用リスクの定量化のベースデータとなります。

ポートフォリオの管理に関しましては、様々な数量的な管理基準を設け、資産構成の偏りを未然に回避する為整備に努めております。また、今後のポートフォリオ管理の重要な柱と位置付けております信用リスクの計量化による管理につきましては、既に暫定的な運営を開始しておりましたが、今般の新格付をベースに本格的な管理を開始し、今後、システムサポートを行いつつ、より一層精度を高め、グローバルスタンダードに則った、より充実した管理体制を整えて参ります。

なお、信用リスクの計量化に係わる研究開発につきましては、金融技術やシステム技術を活用して市場リスクとの統合管理をも視野に入れた先端的な手法を確立しております。これらの手法は、当行のリスク管理の高度化に役立terだけではなく、NTTデータ通信(株)との共同プロジェクト等を通じて、広く他の金融機関にも提供して参ります。

また、平成10年度より金融機関経営の透明性を向上させ、市場規律による経営の自己規制を働かせるとの観点から、早期是正措置が導入されました。この措置を実効性あるものとする為には、基準となる自己資本比率を正確に算出する必要があり、その為各金融機関自らが資産内容を査定する「自己査定」を行うことが求められております。当行では、この制度の趣旨を十分踏まえ、自己査定を厳正に運営する為に審査部を設置する等、体制を整えております。

市場リスク管理体制

規制緩和、市場化に向けた動きが加速度的に進展する中、金融機関にとって、グローバルスタンダードに立脚したリスク管理体制を整備することは、必要不可欠な条件であります。当行では、リスク運営方針、ポジション枠、牽制報告体制等リスク管理に係る当行内の各種諸規程を「ポリシー＆プロシージャー」にまとめ、整備致しております。この内容は、我が国の金融当局並びにBIS(国際決済銀行)が公表しているリスク管理体制に係る各種の指針に即したものであります。各市場部門、事務部門及びリスク管理部門は本内容に即した厳格な運営体制の下、日々の業務に取り組んでおります。また、当行では、市場部門のリスク管理強化の観点から、各市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、各フロント部門に

またがる市場リスクを横断的に計測管理する部署として市場リスク管理部を設置しております(41ページの図参照)。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行全体の市場リスクを統一的な尺度であるVARにより計測するとともに、計測結果を定期的に常務会等に報告しております。



当行のポリシー＆プロシージャー

① ポリシー

(1) 運営方針

ALM運営の目的、経営方針上の位置付け
リスク管理のための組織・権限の明文化

(2) リスク管理体制

経営によるリスク運営方針の決定
独立したリスク管理部署の設置及び報告体制

(3) 業務の健全性確保

不正及び事故発生防止
内部検査体制
新商品開発体制

② プロシージャー

バンキング・トレーディング別に各市場取引の
運営方針、リスク管理体制を明文化

「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」
大蔵省大臣官房金融検査部
(平成8年6月28日)

「リスク管理チェックリスト」
日本銀行審査局(平成10年6月)

「金利リスク管理のための諸原則」
パーゼル銀行監督委員会による市中協議用提案
(平成9年1月)



様々なリスクに対応して

法務リスク

日本版ビッグバンに伴う諸制度の改正や、金融の国際化・ボーダレス化の急速な進行は、金融手法や商品の変化のみならず、銀行経営の大変革をもたらしつつあります。こうした激変の中では、各種法律の遵守が銀行にとっての最優先課題であり、経営上の諸問題をコンプライアンスや種々の法務リスクの見地から内外の法律専門家とともに検討することが不可欠であると認識しております。更に銀行業務から派生する法的紛争も複雑化・国際化する傾向にあり、これらを防止・処理する為の組織的で効率的な危機管理・訴訟戦略の立案及び遂行能力が求められます。このような銀行を取り巻く法務リスク全般を管理する部署として、当行は法務部を設置しております。しかし、法務リスクへの対峙は法務部のみに止まりません。個別融資案件や国際協調融資、プロジェクト・ファイナンス、デリバティブ取引、資産の流動化・証券化に関する内外の取引、その他銀行取引全般の多様で複雑・精緻な金融取引に携わるそれぞれの担当部署が、各種契約書の作成や分析を行い、様々な法的規制を検討するノウハウを高めることが重要です。法務部では、各担当部署からの照会・相談に対応し法的問題点を吟味するほか、法務関係の研修やリーガルマインド向上の為の教育を積極的に実施することによって、トラブルを未然に防ぐ努力を行っております。

事務・システムリスク

銀行業務が多様化・専門化することに伴い、取引の内容も多様化し、その取引量も増加しておりますが、当行では事務処理に伴うトラブルを未然に防止する為に、各種業務の事務基準の厳格な運営、事務研修制度の充実、事務指導の徹底等の施策を推進しております。

システムリスクの観点につきましても、金融機関にとってのシステムの安定稼働は社会的責務と言っても過言ではありません。当行では、万一の広域災害時においてもコンピューターシステムの安定稼働を確保することを目的として、平成8年9月に大阪バックアップセンターの稼働を開始致しました。東京と大阪に2つの電算機センターを有し、かつ各センター間において、ハードウェア並びに回線等の二重化を図ることで安全対策を徹底しております。

内部管理体制

検査体制につきましては、検査部を設置し、事務処理の厳正化、業務運営の適正化及び事故防止の観点から、本支店業務の検査を行っております。

また、銀行業務の多様化・専門化等の情勢変化に即応した検査を実施するとともに、営業店に対し年1回程度の機動的な検査を実施する為、検査体制並びに検査内容の充実に意を用いております。近年のコンピューターシステムの高度化等に対しては、検査部内にシステム監査室を設置し、コンピューターシステムの企画開発及び運用等に関連する業務の監査を行っております。

一方、金融機関経営の健全性確保を目的とする銀行法等の改正(いわゆる「早期是正措置」の導入)を受けて、考査部を設置し、資産の自己査定結果に関する監査業務を行っております。

また、米国におきましても、ニューヨークに米国拠点から独立した米州部を設置し、検査部、考査部と連携して、米国拠点の内部監査及び資産監査のサポート業務、米国法遵守に係わる助言等の業務を行っております。更に、本年2月には、法令及び行内規則等の遵守に関する業務を行うコンプライアンス統括室を管理部の中に設置し、内部管理体制の一層の強化を図っております。

